

業務仕様書

1 業務名

水道料金等の減免のお知らせに係る印刷及び封入封緘業務

2 業務概要

本業務は、約 74,000 通のチラシ（文書）、封筒、宛名を印刷し、印刷物の巻き三つ折り及び封入封緘作業までを一連で行う業務。

3 業務期間

契約締結の日から令和 7 年 8 月 2 9 日（金）まで

4 印刷物及び数量

下記の一覧表の各印刷物を印刷すること。

印刷物名	帳票等の名称	予定数量	備考
封筒	封筒（共通）	74,000 部	窓あき封筒
宛名 A	宛名（宍道町以外） A	37,000 部	通し番号あり (A)
宛名 B	宛名（宍道町以外） B	33,000 部	通し番号あり (B)
宛名 C	宛名（宍道町）	2,800 部	通し番号あり (C)
宛名 D	宛名兼依頼文書	750 部	通し番号あり (D)
チラシ 1	チラシ（宍道町以外）	71,000 部	
チラシ 2	チラシ（宍道町）	3,000 部	

※通し番号は、宛名 A を A〇〇〇〇〇〇、宛名 B を B〇〇〇〇〇〇、宛名 C を C〇〇〇〇〇〇、宛名 D を D〇〇〇〇〇〇 とすること

※宛名 A～宛名 D については、宛名データの数により印刷・封入封緘数量が変動することから、実際に作成した数量を納品すること

5 各印刷物の仕様

(1) 封筒印刷

封筒については、発注者から引き受けたデータ等を利用して、レイアウトをデザインし、封筒を印刷する。

〔詳細仕様〕

封筒： 洋長 3 型カマス（クラフト紙、80 g/m²）、アドヘア糊付またはアラビア糊付、片面 1 色刷り、窓あき（セロハン）、差出人名等を印字、料金別納枠あり

(2) 宛名印刷

宛名 A～宛名 D については、発注者から引き受けたデータ等を利用して、レイアウトをデザインし印刷するとともに、発注者が提供する宛名提供データ媒体を基に宛名情報を印刷する。また、「8 郵便区内特別」に記載の条件により郵便区内特別の印字を行うこと

〔詳細仕様〕

宛名 A： A 4 の 1/3 程度の大きさ片面 1 色刷り、宛名情報（郵便番号、住所、氏名、カスタマーバーコード、通し番号 (A)）及び案内文を印字

宛名B： A4の1/3程度の大きさ片面1色刷り、宛名情報（郵便番号、住所、氏名、カスタマーバーコード、通し番号(B)）及び案内文を印字

宛名C： A4の1/3程度の大きさ片面1色刷り、宛名情報（郵便番号、住所、氏名、カスタマーバーコード、通し番号(C)）及び案内文を印字

宛名D： A4片面1色刷り、巻三つ折、宛名情報（郵便番号、住所、氏名、カスタマーバーコード、通し番号(D)）、差出日、差出人名及び依頼文を印字

(3) チラシ印刷

チラシ1～2については、発注者から引き受けたデータ等を利用してレイアウトをデザインし、チラシを印刷する。

〔詳細仕様〕

チラシ1： A4両面2色刷り、コート紙46.5kg、巻三つ折、画像データあり

チラシ2： A4両面2色刷り、コート紙46.5kg、巻三つ折、画像データあり

6 封入封緘

以下の表に示す組み合わせにより、「4 印刷物及び数量」で印刷した封筒に宛名1枚及びチラシ1枚を封入し、封緘する。

納品物名	組み合わせ	予定数量
封書①	封筒+宛名D+チラシ1	約750通
封書②	封筒+宛名A+チラシ1	約37,000通
封書③	封筒+宛名B+チラシ1	約33,000通
封書④	封筒+宛名C+チラシ2	約2,800通

印刷した封筒、チラシ1及びチラシ2については、封書①～封書④を作成後余りが出るが、余りについては封入せず、箱等にに入れて納品すること。

7 納品期日及び納品場所

以下のとおりとする。

納品物名	納品数量	納品期日	納品場所
封書①	約750通	5月22日(木)	松江市 学園南一丁目17番24号 松江市上下水道局
封筒	1,000枚		
チラシ1	250部		
封書②	約37,000通	5月22日(木)	
封書③	約33,000通	6月23日(月)	
封書④	約2,800通	7月10日(木)	
封筒・チラシの 余り	残数全て		

8 郵便区内特別

郵便区内特別郵便物として割引料金の適用を受けられること。

なお、提供データについては、区分に並べ替えて発注者が提供する。

宛名に「郵便区内特別」の印字をして区分ごとにまとめて納品すること。その際区分により100通ごとに輪ゴムで束ね、数量（束数及び端数）を報告すること。市外等区分に該当しないものには、「郵便区内特別」の印字を行わないこと。

9 提供データ

宛名提供データの媒体は、CD-Rとし、宛名A、宛名B、宛名C、宛名Dの4つのファイルに分けて発注者が提供する。このうち宛名A及び宛名Dは5月9日頃、宛名Bは6月9日頃、宛名Cは6月23日頃にデータを提供する予定である。

宛名提供データは個人情報となるため、外部に漏えいすることのないよう厳重に管理するとともに、「6 封入封緘」の作業が完了次第速やかにデータをすべて返却するものとする。なお、受注者側には、一切のデータを残してはならない。

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10 その他

- (1) それぞれの印刷物について校正を2回行うものとし、発注者の承認を受けたのちに印刷すること。
- (2) 宛名A～宛名Dの印刷数量については予定数量であり、予定数量の範囲内で変動することがあるが、数量に著しい減少（予定数量10%以上の減）がない限りは委託料の見直しは行わないものとする。なお、封筒、チラシ1及びチラシ2については、予定数量作成するものとする。
- (3) 「7 納品期日及び納品場所」に従い、本契約業務を確実に実施できる設備・人員・体制が整っていること。
- (4) この仕様書に記載のない事項は、発注者と受注者の協議により決めることとする。

[別記]

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、この契約による業務の責任者及び従事者（以下この項において「責任者等」という。）を定めるとともに、責任者等の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について、書面により発注者に報告するものとする。

(個人情報の持出しの禁止)

第5条 受注者は、この契約による業務の実施に当たって、個人情報を事業所から持ち出してはならない。ただし、発注者の承諾がある場合は、この限りでない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者（受注者の子会社を含む。以下同じ。）に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を自ら行うものとし、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(第三者への委託等の準用)

第8条 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(従業者に対する教育・監督)

第9条 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に利用した場合には、罰則が科せられることその他個人情報の保護に関して必要な事項を教育するとともに、その監督を行うものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第11条 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第12条 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に要請したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第13条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、必要に応じ、実地検査により確認することができる。

(事故報告)

第14条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の責任)

第15条 受注者は、個人情報の漏えいにより発注者及び第三者に損害を与えた場合、その損害額等について協議のうえ、この契約及び特記事項の解除の有無にかかわらず、この契約の定めに従い、責任を負うものとする。

(改善)

第16条 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な改善をさせることができる。